

## 統一的な基準の検証に関するワーキンググループ（第2回）の意見

### ○統一的な基準の資産定義についての意見等

- ・ 「支配」の定義として、既に明示されている管理権限と合わせて、キャッシュアウトの有無も大きな要素ではないか。支出が無ければ借入金として負債も発生しない。お金を払わず管理権限だけ得た場合を、「支配」として拡大解釈できるかは疑問。
- ・ 実態として「支配」している状態というためには、本来は国が支出して管理するところを、地方団体が初期投資も管理も含めて支出負担した上で、管理しているという実態を捉えることが重要。
- ・ 支出を伴わない資産を計上すると、地方債が生じないのに資産が過大に計上されるため、純資産が過剰に大きく見える恐れがあり、行き過ぎではないか。
- ・ 資産と負債のアンバランスが生じることは、議論の出発点ではあるが、会計理論の直接の論拠ではないことに留意が必要。あくまでも資産定義に照らして、議論すべき。

### ○実務的な取扱いについての意見等

#### 1. 所有外資産の名称、システム対応

- ・ 所有外資産という名称と具体例が、既に自治体職員の中で認識されているのであれば、今の名称のままで良いという印象。一方で、一般的な読み手側の住民や議会にはわかりづらいことが懸念されるため、当該資産が何を指すのかについて注記に記載することで、読み手に説明する対応をセットにしてはどうか。
- ・ 所有外資産という名称は、行政コスト計算書の補助金等の明細でも出てくるため、対象範囲を広く考えている人もいる。例えば、単に補助金を出しただけで、他団体の所有資産を、所有外資産のように取り扱うところもある。そのため、定義を明確にし、ミスリードを防ぐ必要がある。
- ・ 表示科目新設に伴うシステム改修については、科目マスタを追加するだけでなく、BSの自動表示などアウトプットに係る部分にも改修が必要な場合がありうる。様々な選択肢を示して、団体が対応しやすい形

にすべき。

## 2. 資産計上する範囲

- 実務負担を考慮することは賛成だが、それに加えて財務情報に対する影響度として金額的な重要性も考慮する必要がある、重要性の乏しいものについては簡便的な処理方法によることを認めるという考え方はないか。単に負担を軽くしたいから省略を認めるのではないということを示すべき。
- 重要性の高いものは優先的に対応すべきなので、全体的な傾向として、国道や一級河川等の優先度が高いという一定の方向性を示すべき。当然、自治体によっては道路河川以外の港湾や治山、海岸等もあると思うが、それらは財務状態に与える影響を鑑みて実施してほしいという整理ではないか。  
そのような方向性を示せば、自治体側でも一定考えてもらえることを期待したいが、線引きが難しいという反論があれば、また対応を議論したい。
- 重要性や財務的な影響について、具体的な数字で基準を示すことができれば、自治体も判断しやすいのではないか。民間企業では、重要性の範囲を自社内で定めている場合が多いが、自治体の場合、重要性の概念があまりなく、計上するとなれば全部計上するという考え方が根強い。
- 財政的な影響度の基準について、仮に具体的な数字で示すと、確認のために金額を洗い出す必要が生じるので、結局、全て計上するのと変わらず、時間がかかって実施できないおそれがある。また、重要度も各自治体の純資産比率によって大きく異なる。親会で自治体構成員の意見も聞いた上で、どこまで具体化すべきか検討していく必要がある。

## 3. 整備スケジュール

- N年度に具体的な取扱いを示した場合、早ければ翌年度のN+1年度に対応する団体もあるだろう。少なくともN+2年度には適用し、早期適用も可能とするという表現が適切ではないか。

#### 4. 固定資産台帳への記載

- 現在の統一的基準では、所有権が無くとも、固定資産台帳に載せたほうがいいという文脈があることを踏まえると、資産計上するなら、当然に固定資産台帳に載せるべき。  
一方で、道路や河川といったインフラ関係を固定資産台帳でマネジメントするためには現実に様々な問題がある。将来の更新費用を見積もるといふ点では有効に活用出来ると思うが、個別インフラ資産のマネジメントの面が強調されると、実態と乖離するのではないか
- 固定資産台帳に記載することで公共施設マネジメントに資するのはあくまで効果である。固定資産に計上するからには、まさに管理権限があり、どのような資産を管理しているのか、固定資産台帳として他の資産と区別なく記載する必要があるという原則論で説明すべき。
- 資産計上する以上、何らかのデータ整理やとりまとめが必要で、それを固定資産台帳に載せるか否かという差でしかない。固定資産台帳に記載することで、他の資産と処理フローが同一化され、むしろ実務としては効率的ではないか。

#### 5. 取得原価の遡及期間

- 特定の時期より前に取得した資産について、計上対象から外すというのではなく、取得価額をどこまで遡るかという論点と理解しており、その前提で議論したい。
- 過去に遡る労力と、そこで得られる資産的価値を鑑みると、非常に古く残存価格が低下している資産については、ある程度簡便的な処理を認めるべき。その上で、遡及期間の検討には実務的配慮が必要。
- 既に所有外資産を固定資産台帳に記載している団体は、現状の固定資産の計上ルールを用いているはず。現状のルールに従って、取得原価が判明しているものは取得原価で置き、取得原価が不明なものは再調達原価で置く、不明な道路等敷地は1円で置くというだけにした方が、複雑にならない。

## 6. 土地と工作物の計上について

- 前回WGで、土地と工作物は更新の有無で別物と考えていたが、管理権限があり、キャッシュアウトするという点が同様なのであれば、差をつける必要はないので、両方計上することには賛成。
- 当初、登記が国であれば資産の定義にあたらないと考えていたが、今回議論したように、支出と管理権限に着目するのであれば、登記の有無は問わなくてもよいのではないか。

## 7. その他の論点

- 耐用年数や、修繕費と資本的支出の区分といった点については、既存の所有資産と同様の取扱いであることをマニュアル等で示した方がよい。
- 国道の場合、指定区間と指定区間外が入れ替わることがあると聞いた。外れる場合をどうするかは要検討であるが、こういった細かい論点についてもQ&A等で書いた方がよいのではないか。
- 所有外資産の開始残高を算定すると純資産が大きく増えるが、純資産変動計算書における取扱いは検討が必要。金額的な影響が大きいため、別科目で計上し、併せて注記を行うのがよいのではないか。
- 別科目にすると、システム改修が生じるおそれがあるが、ほぼ開始年度だけしか使わない科目の新設は、みな嫌がるのではないか。「その他」に含めて計上し、注記する形でもよいのではないか。